

写

(別添2)

障障発0524第1号
平成25年5月24日

都道府県
各 指定都市 障害保健福祉主管部（局）長 殿
中核市

厚生労働省社会・援護局

障害保健福祉部障害福祉課長

(公印省略)

障害者グループホーム・ケアホームにおける防火安全対策の徹底について

障害保健福祉行政の推進につきましては、平素より格別のご配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

本年2月10日に発生した新潟県新潟市の障害者グループホームにおける火災を受け、2月22日付けで「障害者のグループホーム・ケアホームにおける防火安全体制等に関する実態調査について」（平成25年2月22日障障地発0222第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課地域移行・障害児支援室長通知）、3月4日付けで「障害者のグループホーム・ケアホームにおける防火安全体制等に関する訪問調査の実施について」（平成25年3月4日障障地発0304第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課地域移行・障害児支援室長通知）を発出し、貴職の協力のもと、グループホーム・ケアホームにおける防火安全体制等に関する実態等の調査を行ったところです。

今般、当該調査結果をとりまとめたところ（別添）、非常災害に関する具体的計画が策定されていないなど「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」（平成18年厚生労働省令第171号。以下「指定基準」という。）に定める非常災害対策について、適切な対応が取られていない実態が一部に見受けられたところです。

つきましては、既に平成25年2月11日付けで発出した「障害者グループホーム・ケアホームにおける防火安全体制の徹底及び点検について」（厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課地域移行・障害児支援室事務連絡）により、管内の障害者グループホーム・ケアホームの防火安全体制の点検等をお願いしているところですが、当該調査結果を踏まえた上で、改めて、下記の事項にご留意の上、障害者グループホーム・ケアホームの防火安全対策の更なる徹底を図られますようお願いいたします。

記

1. 指定基準等違反の是正の徹底について

今回の調査結果により把握した指定基準に定める非常災害対策や消防法令違反等の防火安全上の不備事項があると疑われるグループホーム・ケアホーム事業者に対しては、その実態を詳細に確認の上、防火安全上の不備事項がある場合には、重点的に改善指導を図るなど早急に所要の措置を講じること。

2. 消防用設備の設置の促進について

今回の調査結果により把握したスプリンクラー設備など消防用設備が未設置（消防法施行令（昭和36年政令第37号）において、設置義務がかかるものを除く）のグループホーム・ケアホーム事業者に対しては、利用者の安全確保の徹底を図る観点から、社会福祉施設等耐震化等臨時特例交付金等の助成制度を活用することにより、その設置の促進に努めること。

特に夜間及び深夜の時間帯に夜間支援従事者等が配置されていないグループホーム・ケアホーム事業者に対しては、入居者による火災等の非常災害時の発見、通報の遅れを防止する観点等から、自動火災報知設備や消防機関へ通報する火災報知設備の設置の促進に努めること。

3. 避難対策の充実について

(1) 地域との連携について

今回の調査結果により把握した避難訓練への地域住民の参加が得られていないグループホーム・ケアホーム事業者に対しては、非常災害時に地域住民等との円滑な連携が図られるよう、地域住民が参加する避難訓練の実施を促すなど地域における連携体制の構築の促進に努めること。

(2) 夜間を想定した避難訓練の実施について

避難対策の充実を図る観点から、管内のグループホーム・ケアホーム事業者に対して、夜間を想定し、共同生活住居の構造、入居者の人数、管理体制等の具体的状況に即した避難訓練の実施を促すなど、適切な避難誘導體制の確保に努めること。